

京都市児童館及び学童保育所条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月29日

京都市長 梶本 頼兼

京都市規則第91号

京都市児童館及び学童保育所条例施行規則の一部を改正する規則

京都市児童館及び学童保育所条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条（見出しを含む。）中「第3条第2項」を「第4条第2項」に改める。

第2条中「第5条」を「第6条」に、「市長が」を「条例第3条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が」に、「市長に」を「指定管理者に」に改める。

第4条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第5条中「第9条」を「第10条」に、「管理受託者（条例第10条の規定に基づき児童館又は学童保育所の管理の委託を受けた団体をいう。）」を「指定管理者」に改める。

別記様式注以外の部分中「(あて先) 京 都 市 長」を

「(あて先) 指定管理者」に、「第5条」を「第6条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例（平成17年3月25日京都市条例第86号）附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされた児童館及び学童保育所については、この規則の施行後も、なお従前の例による。

（保健福祉局子育て支援部児童家庭課）